

会長	副会長	副会長	専務理事	担当理事	係

医推第3514号

令和3年6月4日

(公社)岡山県医師会長 殿

岡山県保健福祉部長



「医師国家試験等の受験資格認定の取扱い等について」の一部改正について

保健福祉行政の推進につきましては、平素から格別の御尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

このことについて、別添写しのとおり、厚生労働省医政局長から通知がありましたので、お知らせするとともに貴会所属の会員への周知方お願いします。

なお、本通知につきましては、次のホームページに掲載しておりますことを申し添えます。

記

(ホームページ)

【岡山県保健福祉部からの医療安全情報等のお知らせ】

<http://www.pref.okayama.jp/site/361/>



医政発 0602 第 8 号
令和 3 年 6 月 2 日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「医師国家試験等の受験資格認定の取扱い等について」の一部改正について

令和 3 年 3 月 3 日に公表された歯科医師国家試験制度改善検討部会報告書において、現行の歯科医師国家試験受験資格の認定基準を見直す旨提言されたことを踏まえ、「医師国家試験等の受験資格認定の取扱い等について」(平成 17 年 3 月 24 日付け医政発第 0324007 号本職通知。以下「局長通知」という。)の一部を下記のとおり改正したので通知する。

貴職におかれては、改正の内容について御了知いただき、貴管下関係者に周知願いたい。

記

局長通知の別添「歯科医師国家試験受験資格認定」の 3 (2) 中「50 点以上」を「60 点以上」に改める。

(参考)

「医師国家試験等の受験資格認定の取扱い等について」の一部改正について 新旧対照表

新	旧
(別 添) <u>歯科医師国家試験受験資格認定</u> 歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号）第 11 条第 3 号に基づく 歯科医師国家試験受験資格認定を行うための認定基準等を示す。 1・2 (略) 3 認定基準 (1) (略) (2) 日本語による診療能力の調査（日本語診療能力調査） 日本語を用いて診療するために十分な能力を有している か否かを調査する。具体的には、現病歴や身体所見等の歯 科医療情報の収集、カルテの作成等について、日本の歯科 医学校において歯科医学の課程を修めた者と同等の能力 を有するか否かを調査する。 合計点が、100 点満点換算で <u>60 点</u>以上であり、かつ各 調査委員の評価に 0 点の項目がないことを要する。 ①～④ (略) (3) (略) 4 (略) *作成上の注意 1～5 (略)	(別 添) <u>歯科医師国家試験受験資格認定</u> 歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号）第 11 条第 3 号に基づく 歯科医師国家試験受験資格認定を行うための認定基準等を示す。 1・2 (略) 3 認定基準 (1) (略) (2) 日本語による診療能力の調査（日本語診療能力調査） 日本語を用いて診療するために十分な能力を有している か否かを調査する。具体的には、現病歴や身体所見等の歯 科医療情報の収集、カルテの作成等について、日本の歯科 医学校において歯科医学の課程を修めた者と同等の能力 を有するか否かを調査する。 合計点が、100 点満点換算で <u>50 点</u>以上であり、かつ各 調査委員の評価に 0 点の項目がないことを要する。 ①～④ (略) (3) (略) 4 (略) *作成上の注意 1～5 (略)